

■所蔵図書の紹介



「京ガス男女賃金差別裁判
なめたらアカンで！ 女の労働
—ペイ・エクイティを女たちの手に—
戸部比呂子 / 2007 / 明石書店



「女性ホームレスとして生きる
—貧困と排除の社会学—
丸山里美 / 2013 / 世界思想社



「生きさせろ!
難民化する若者たち」
雨宮処凛 / 2007 / 太田出版



「女性白書 2014」
日本婦人団体連合会編 / 2014
/ ほるぷ出版

ないのはお金？

—「女を生きる」ことは、ほぼ「貧困を生きる」こと—

■図書・資料コーナー

- 貸出：月～土（休日・祝日は除く）10:00～17:15
図書・雑誌…5冊2週間/ビデオ・DVD…1本1週間
- 閲覧：9:00～22:00
(ただし、資料整理期間と12月29日～1月3日は除く)

■女性のための相談室

- 電話相談：0798-64-9499 / 月・木 / 10:00～16:00 / 一人40分程度
- 面接相談：要予約 / 火・水・土 / 10:00～16:30 / 一人50分
- 法律相談：要予約 / 第3金 / 14:00～17:00 / 一人30分
- チャレンジ相談：要予約 / 第2火 10:00～12:00・
第3水 13:00～16:00 / 一人50分
- ※予約 0798-64-9498 (月～土 / 9:00～17:15)
(ただし、休日・祝日、12月29日～1月3日は除く)

社会福祉協議会

- 生活全般に関わる相談：0798-23-1031 / 月～金 / 9:00～17:00
(原則電話相談、来所対応可)
- 母子相談：要予約 / 第1日・第2土 / 9:00～17:00
- ※予約 0798-23-1031 (ただし、休日・祝日、12月29日～1月3日は除く)

お金と女性

ないのはお金？

—「女を生きる」ことは、ほぼ「貧困を生きる」こと—

発行：西宮市男女共同参画センター ウェーブ
〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4F
TEL.0798-64-9495 FAX.0798-64-9496
http://www.nishi.or.jp/navi/ln_0009600000.html

発行日：平成27(2015)年3月
イラスト：宮武小鈴

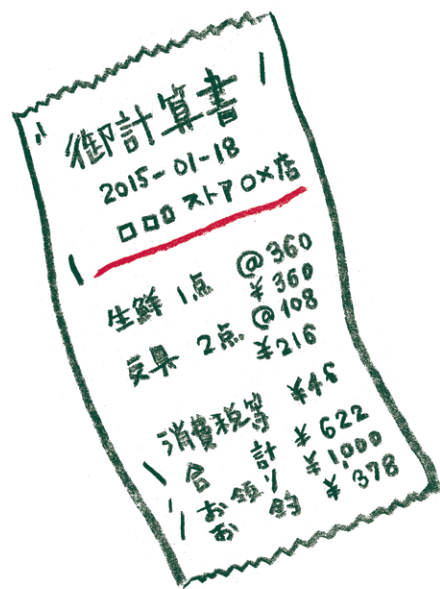




みえなかったのか、みえないことにしていたのか、みたくなかったのか。女性はずっと貧困でした。今までも、そして今も。働く女性の約6割は、正規、非正規に関係なく年収300万円未満。単身女性の3人に1人が、年収114万円未満の「貧困女子」

お金には、「ものを交換する機能」「ものの価値を測る機能」「ものの価値をためておける機能」があります。

当たり前のことですが、現代社会はお金の機能に頼ることで成り立っています。ものだけではなく教育、健康、人間関係・・・、すべてにかかわる機能です。なので、一人ひとりの人生は、良くも悪くもお金によって左右されています。



世界では、8億人以上がいつもお腹をすかせています。1日1ドル以下で暮らす人（絶対貧困層）は12億人以上、2ドル未満で暮らす人は約28億人。

翻って、日本の貧困が話題になったのは最近のことですが、1985年の貧困率はすでに10%以上の水準にありました。そして2013年の貧困率は16.1%、34カ国中29位。GDP世界第3位の「豊かな国の中にある貧困」

貧困がみえなかったのはなぜ？

ないのはお金。でも“ない”のはお金？



お金の現状

◎兵庫県の最低賃金 776円(2014年10月1日～)

◎女性のライフコース別生涯賃金

- 大学卒業後、定年まで正社員で働き続けたら 約2億4,000万円
- 結婚・出産により正社員を退職し子育てが一段落、正社員で働いたら 約1億5,000万円
- 非正規で働いたら 約8,000万円
- 扶養枠(年収103万円)で働いたら 約6,000万円

◎2013年の年間平均給与は414万円

- 男女の賃金差・・・男性511万円、女性272万円
前年比、男性1.9%の増加、女性1.4%の増加
- 正規・非正規の賃金差・・・正規473万円、非正規168万円
前年比、正規1.2%の増加、非正規0.1%の減少

◎シングルマザーの81%は働いており、稼働所得は平均181万円

社会保障給付金などを合わせた総所得は243万円、「児童のいる世帯」の総所得673万円の36%。生活が「大変苦しい」49.4%、「やや苦しい」35.4%、「普通」と答えているのは14.6%しかない。

◎無償労働、貨幣価値に換算すると年間約138兆5千億円

最も大きな割合を占めたのは炊事、洗濯などの「家事」約88兆6千億円。その8割は女性が担っている。



3

◎世帯年収1,500万円以上の女性の62.5%は「専業主婦になりたいと思っていない」

「結婚したあと専業主婦になりたいか」の質問に、「どちらかといえばそう思わない」37.5%、「そう思わない」25%、他の年収層に比較すると断トツに多い。「そう思う」は0%。

◎2013年度の日本のGDP(国内総生産)は483.1兆円。アメリカ、中国に次いで世界第3位

GDPに占める社会扶助費(生活保護費)は日本0.5%。ニュージーランド10.4%、フランス3.9%、OECD平均3.5%。諸外国に比べて日本の生活保護予算の割合は極端に低い。

◎生活保護不正受給額0.4%

「子どものアルバイト料は申告する必要がないと思っていた」など、考えさせられるケースも「不正」に含まれている。悪質なケースはこくわずか。受給している45.5%は高齢者世帯、うち9割は単身世帯。



4

◎夫に内緒の資産をもっている女性4割

有職37.4%、無職40.8%、自分の収入の有無にかかわらず。平均で有職586.3万円、無職309.9万円の内緒の資産をもっている。

◎生活保護捕捉率 フランス91.6% ドイツ64.6% 日本20%

日本では、最低生活水準以下で暮らす5世帯に一世帯しか生活保護を受給していない。先進諸国の中では生活保護受給率は極めて低い。

資料:

「女性の暮らしと生活意識データ集2014」三冬社、国民生活基礎調査、生活保護問題対策全国会議2011、世界経済のネタ帳、「ユースフル労働統計2012」独立行政法人労働政策研究・研修機構、「女性白書2014」ほるぷ出版、国税庁HP、「ひとり親家庭の支援について」平成26年厚生労働省、「平成25年国民生活基礎調査の概況」厚生労働省

女性のホームレスの背景にある性別役割分業

女性は、父親、夫といった男性に扶養されることが前提の雇用、税金、社会保障システムであるため、女性の労働は低賃金で不安定でも問題がないとされてきました。そのため、女性のほとんどは“貧困”です。

丸山里美（立命館大学産業社会学部教員）

ジェンダーに応じて異なる貧困の実態について研究を行っている。特に女性のホームレスについて、野宿者だけではなく不安定居住状態にある実態を広くフィールドワークにもとづいて把握し、貧困を生じる政策と、それを基盤にした社会学・女性学理論の研究を行っている。著書「女性ホームレスとして生きる 貧困と排除の社会学」（世界思想社）ほか。

「隠れたホームレス」として存在する女性

日本では、ホームレスの定義は「路上生活者」^{*1}です。ホームレスの中で女性の割合は約3%、男性に比べて結婚経験が多く、精神疾患のある割合が高いなどの特徴があり、地方都市に多く、平均年齢は56.6歳です。ホームレスになった理由は、主に「夫の失業」、「本人の失業」、暴力のある関係や家から逃げた「関係性の喪失」に分けられます。

路上生活以外にも、ネットカフェやシェルターなどの施設にいる人もおり、広い意味でのホームレスはたくさんいます。調査によると、その中で女性の割合は、ネットカフェ難民17.3%、ホームレス支援団体が運営する施設入所者6.5%、福祉事務所において生活保護開始が決定した居所なしのケース11.9%と、広い意味でのホームレスには女性が多く含まれており、女性は路上生活ではない形の「隠れたホームレス」になりやすいことがわかります。

お金や家があれば解決するのか

私が出会ったある女性ホームレスは、学校にあまり行けなかったため字が読めず、さまざまな差別を経験

し、委縮して生きていました。しかし路上生活をするようになって、字が読めないことを隠さずに語れ、他者に必要とされ承認される、その手ごたえを感じることができたと言います。それで彼女は、生活保護を受けて一人アパートで暮らすよりも、体力の続く限りは路上生活をしていきたいと言っていました。以前に生活保護を受けて肩身の狭い思いをしたときと比べても、公園にいれば気遣ってだれかが来てくれる。ホームレス運動に参加することも、彼女のひとつの生きがいになっていました。

人が満足して生きていくには、単にお金や家があればいいというだけではなく、人とのつながりや、人に認められることも重要であるということ、彼女たちに教えられました。

男性は社会保険、女性は公的扶助

生活を保障するための制度は、保険と扶助に大きく分けられます。雇用保険、医療保険、年金などの社会保険は労働の報酬から保険料を支払っているの、権利として給付を受けられます。一方、生活保護に代表される扶助は、拠出することなしに最低限の生活を保障さ

れる制度です。

男性に比べて女性のホームレスが少ない理由のひとつに、女性は比較的、福祉制度を活用しやすいことがあげられますが、だから女性が恵まれていると考えるのはまちがいです。低賃金、不安定雇用によって、そもそも社会保険から排除されているからこそ、スティグマ^{**2}を伴う扶助を活用せざるを得ないのです。

性別役割分業が家庭内での仕事の配分だけではなく、労働市場のあり方も規定していることで、女性は不安定な低賃金労働に従事せざるを得ず、女性の生活を困難なものにし、ホームレスへと排除する大きな要因になっています。

学生のイメージする家族生活

「ジェンダー論」の授業で学生に、35歳の自分を想定して年収と24時間のタイムスケジュールを、結婚しているならパートナーの分も書いてもらっています。ほとんどの学生は、「結婚しており、賃金は必ず男性が高く、労働時間も男性が長く、睡眠時間は女性が短い」と書きます。それが理想の家族生活としてイメージされていることに、愕然とします。

授業ではアンケートもしているのですが、多くの学生は「恋愛の延長上に結婚がある」と考えていても、結婚相手と恋人に求めるものはちがいます。女子は恋人に「優しさ、価値観があう」を、結婚相手に「経済力」を求め、男子は恋人には外見を、結婚相手には「料理がうまい」ことを求めます。

専業主婦志向については、女子は専業主婦になりたい2割弱、フルタイムで働き続けたい3割弱、一番多いのが子育て期に退職して再就職。一方、男子は妻に専業主婦になってほしい2割、フルタイムで働き続けてほしい4割弱。自分一人の収入で家族を養えるほど稼ぐことが難しくなっているという時代の変化を、男子はより敏感に感じているのでしょう。

4組に一組のカップルが離婚する時代ですが、養育費は19%の人しかもらえていません。¹リスク管理と考

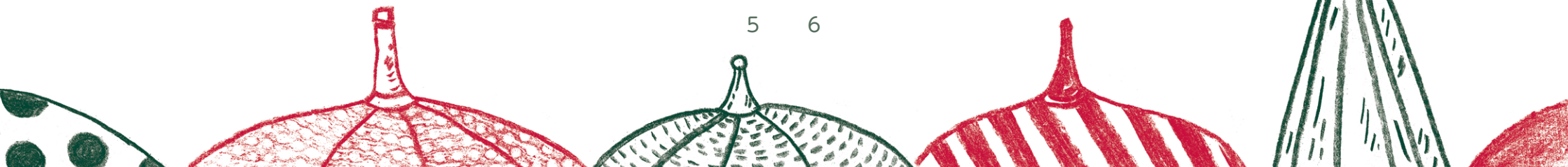
えても、夫の収入に頼るのは危険でしょう。家族単位で生計が成り立ってほしいという考え方は、女性を不利にしています。

世帯のなかに隠れて見えない女性の貧困

「日本の女性は貧困の女性化を達成するほど自立していない」とわれています。貧困の女性化とは、貧困世帯の半数を女性世帯が占めることですが、日本は性別役割分業が強く、女性の賃金が安い、女性が独立して世帯主になれる社会ではないということです。

貧困の計測が世帯単位で行われていることも、女性の貧困を見えにくくさせています。たとえば、最近メディアでよく報道されている「貧困率」は、「世帯の合計可処分所得を世帯人数の平方根で割った中央値の50%を貧困線とし、それ以下の人の割合を出す」という方法で計算されるのが一般的ですが、このとき、収入のない女性や子どもも含めて、所得が世帯内で平等に配分されていることが前提になっています。したがって、現在は夫の収入があるため貧困ではなくても、女性個人に収入がなければ、離婚をするとすぐに貧困に陥りますが、そのことも世帯を単位として貧困を考えている限り、見えてこないのです。

このような女性の貧困の特徴を見ていくと、貧困という言葉がそもそも男性的なものだといえるのではないかと、最近は考えています。貧困というのは一般的に経済的な概念として用いられていますが、女性が抱える暴力や女性役割を引き受けることから来る困難は、経済的なものだけでは把握できないのではないのでしょうか。女性は夫や父のもとを離れてはじめて貧困になります。[女性の貧困]という、女性が世帯主になった深刻な一部のケースしか問題化できないのです。



家庭の中での女性の自立度をどのようにはかるか

世帯のなかでの日々のお金の流れを丁寧にみると、だれが稼いでだれが管理し、だれのために使われているかがよくわかります。85%の家庭で妻が家計を管理しており、管理している人は自分のために使うお金が少なく、世帯年収の大きい世帯の専業主婦でも、自分のために使っているお金、個人名義の貯金は家族の中で一番少なくなっています。

お金と自尊心は結び付いています。自分では稼いでいないからと、自分のためにお金を使うことに気兼ねする女性も多いと思います。共働きで妻に収入のある世帯は、妻の自由度が高く個人支出も多いし、自分名義の貯蓄も大きい。女性の自立、個人の自由はお金の問題と切り離せないということが改めてわかります。

※1 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法：2002年施行。2012年に5年間の延長が決まった。ホームレスに関して、国と地方自治体の責務を定めている。ホームレスの定義を「都市公園、河川、道路、駅舎、その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」とし、ホームレスの自立支援等について就業機会の確保を重視している。

※2 スティグマ：他者や社会によって押し付けられた負の烙印。



子どもの貧困率 16.3%

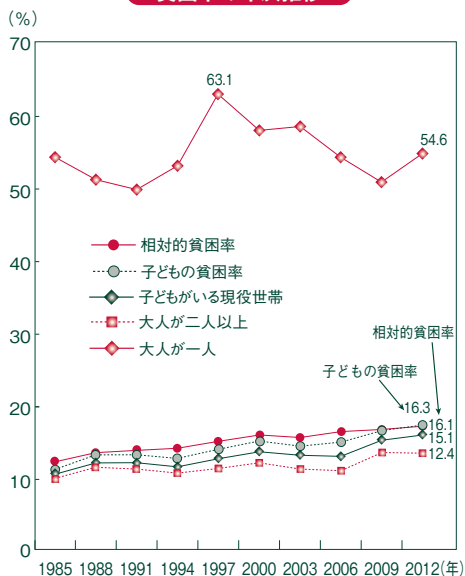
「貧困」の文字が初めて入った法律「子どもの貧困対策の推進に関する法律」2014.1施行

相対的貧困率とは、「貧困線」(所得を大きさ順に並べた真中「中央値」の半分)を下回る所得の人の割合をいう。2012年の貧困線は、一人世帯年間122万円、二人世帯173万円、三人世帯211万円、四人世帯244万円。過去最悪の数値16.3%とは、子どもの6人に一人が貧困線を下回る所得水準であるということだ。貧困線以上にある世帯では娯楽や嗜好品に振り分けられる収入は存在せず、生活の厳しさは想像に難くない。

平均総所得では、子どものいる世帯673万円、母子世帯243万円(社会保障給付金20%を含む)。貧困率は、一人親世帯54.6%、二人親世帯12.4%と、一人親世帯の貧困は、33カ国中最下位の33位と深刻である。

「子供の貧困対策に関する大綱 ~全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して」(8.29閣議決定)では、「貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない」とある。しかし、数値目標が掲げられていないなど、実現に向けての問題点が指摘されている。

貧困率の年次推移



※資料：「平成25年国民生活基礎調査の概況」厚生労働省「平成26年版子ども・若者白書」内閣府

女性とお金 2

ペイ・エクイティがもたらす“人間の尊厳”

「ペイ・エクイティ^{※1}」とは、「同一“価値”の仕事には同一の賃金を」という考え方で。しかし、女性の仕事は評価に値しない価値の低いもの、という価値観に基づいた男女の賃金格差は是正されないままです。

屋嘉比ふみ子 (PECO ペイ・エクイティ・コンサルティング・オフィス 代表)

京ガス男女賃金差別裁判^{※2}の元原告。ILO100号条約に則った公正な職務評価による均等待遇の実現を目的に2008年「PECO」を設立。コンサルタント事業及び労働組合や大学での研修等の講演活動。国際基準を基に策定した評価方法によるワークショップも実施している。著書「なめたらアカンで！ 女の労働」(明石書店)ほか。

賃金って、いろんな意味でとても大事です

どう考えても納得がいかなかった。変だ。入社して体験した男女の賃金差別。男というだけで評価され、年収で何百万円もちがうってどういうことだと思いつつ、入社当初から退職まで26年間、さまざまな方法で是正を要求し続けました。職場で日々感じる差別に対する悔しさ、怒りは想像以上に厳しいものでした。

裁判で職務評価の比較対象にした男性は監督職、私は事務職として同期採用です。彼との賃金格差は初任給で3万円余り、昇進昇給差別も含めて格差が広がり(年収200万円以上の格差)、定年まで働き続けたとしたら少なくとも見積もっても5000万円以上の差になります。かつその格差は退職後の年金にまで影響し、生涯差別されることになります。

賃金差別は、人として粗末に扱われていることです。格差をつけるには納得のいく根拠がある。評価されなければ自信がもてないし、どうせ「たかが女」と思われているんだ、と労働意欲はなくなります。

男女賃金差別裁判「職務の価値に差はない」

嫌がらせの強制配転で、管理職がしていた難しい仕事を丸投げされました。2年間仕事を干された後だったので、私はその仕事に飛びついた。何も教えてもらえない中、現場に出向き配管工事士たちに教をを請い、女だから受験させてもらえない資格試験の問題集をこっそりコピーしながら勉強しました。努力を重ねて

管理職と同じ仕事ができるようになったけれど、隣の席の男性とは賃金格差は広がっていきばかり。どう考えても納得がいかなかった。

裁判では、職種のちがう監督職男性と事務職女性(原告)の職務評価の結果を踏まえ「職務の価値に差はない。賃金格差は女性差別である」と画期的な判決が下りました。日本で初めて「職務の価値」に踏み込んで「同一価値労働同一賃金」を認めたのです。

職務評価は、看護師と運転手のようにちがう仕事の価値比較を可能にする手法です。国際基準の職務評価は、男女賃金差別だけでなく、非正規と正規の格差を是正する有効な手段であり、この判決はペイ・エクイティ運動の地平を開いたところに大きな意義があります。

世界の潮流であるILO100号条約^{※3}のペイ・エクイティ原則

団体交渉、労働委員会、裁判等あらゆる場所を駆使し、一貫して「人としての尊厳」を訴え続けてきました。女性を低賃金におとしめること、差別をなかつたことにするのは“人”としてどうなのかと。性別、雇用形態がちがって、同じ価値の仕事には同じ賃金をというのは当然の要求だし、合理的なことです。

会社は、男女の賃金格差



の理由を「職種、職務遂行能力のちがい」と主張し続け、「女性に対しては期待度が低い」とまで断言しました。女性はどんなに努力をしても一切評価されず、努力に見合う賃金は得られないのです。

私は、職務の価値と賃金との関連を検証し、会社や男女の賃金差別を取り上げなかった労働組合に対して差別を追究したかった。男性がしている間は責任の重い「基幹労働」と評価し、女性が担当した途端に「代替可能な単純労働」に変わる、これが性差別でなくて一体何でしょうか。京ガスは特異な部分も多い会社でしたが、その本質は社会の縮図でした。

ガス配管工事という物理的な力が要求される男性職場で、数%しかいない女性の事務職の私が「仕事の価値」を全面に出して賃金是正を求めることは容易ではありませんでした。弁護士や支援者に、男性職であるガス工事監督職の職務が、女性の担当するガス工事の検収・積算の職務よりも価値が高いという思い込みを払拭してもらい、「管理職男性と同等価値の仕事をしている」との理解を得るのは、想像以上に苦労しました。

労働者自身が「女性の仕事は、男性の仕事よりも価値が低いというイメージ」に惑わされ、確かな視点で現実を見ることを避けてきました。日本はILO100号条約を1967年に批准していますが、いまだに国際基準の職務評価制度を確立していないため、日本では絵に描いた餅です。一方ヨーロッパ、カナダなど欧米諸国では国内法を整備し、男女賃金格差は縮小されています。

「職務」という概念で価値を測ることにより均等待遇が獲得できる

労働相談から、女性の労働状況が複雑になっていることが見えてきます。賃金の問題以前に、雇用関係のある労働者なのかという確認から始める状況です。派遣で入社したのに、いつの間にか個人事業主にされていたり、契約書も何もかもいい加減な中、突然解雇さ

れたり。雇用関係が複雑なので、争議も複雑になってきています。

私は差別の根拠に「職種がちがう」と会社に言われましたが、今は「雇用形態がちがう」と言われます。雇用形態による差別が日常化することで「正規だからいいじゃない」と正規の男女差別もみえなくなっています。

日本の大多数を占める中小零細企業では部署ごとの分業は成立せず、だれもが多種類の職務を担う実態があります。だからこそ、男女差別のみならず、正規と非正規という雇用形態による差別を是正し、公正な賃金が確保されなければならない。「人」ではなく、「職務」を評価するペイ・エクイティが必要なのです。

差別されたら怒ろうよ

一番のネックは性別役割分業。配偶者控除のために働き方を調整している第3号被保険者は、1000万人近くいるのです。収入を非課税に抑えているため、生活力がなく、職場でも家庭でも我慢している人はたくさんいます。この人たちが自分で税金を払うようになったら世の中、絶対が変わります。

シングルマザーのほとんどはどんなに働いても食うや食わず。どう考えても「差別」がまかり通っているんです。差別されている側も差別を自覚するのは辛いから、ほかのことにすり替えて、考えないようにしてしまう。女だから、パートだからという理由なき差別に甘んじてはいけません。

私は、私に26年間嫌がらせをしてきた男性たちと一緒に倒産争議を闘いました。全国からたくさんの支援者が応援してくれることを、労働運動の経験のない彼らは知り、感動していました。もし倒産争議をしなかったら、私が協力を断っていたら、彼らは何もなく放り出されてしまっていたと思います。得たものは、解決金という物だけではなく、人の関係性や会心といったもの

です。不当なことには怒り、正面から闘っていい。声をあげたら支援してくれる人がいる、という実感は、お金では計れない価値のあることです。

賃金、お金のことは言いつらいけれど、声をあげなければならない。波風を立てたくないかもしれませんが、周りにどう思われるかなんて気にせず、こんな差別がありますよ、おかしいでしょ、と世間に問いかけましょうよ。

※1 ペイ・エクイティ（同一価値労働同一賃金）：異なる仕事、雇用形態でも、価値が同等ならば同じ賃金を支払うことを求める原則。一般的に実際の価値よりも低く評価されてきた女性職の価値を再評価し、賃金差別の是正を目的とする。アメリカ合衆国の多くの州の公共部門では、1980年代から「コンパラブル・ワース」の下に実施されている。カナダのオンタリオ州は、1987年「ペイ・エクイティ法」を立法化、民間企業にも義務づけている。使用者の一方的な評価ではなく、使用者・労働組合代表者・労働者などによる職務評価委員会が評価する。①知識・技能 ②責任 ③精神的負担と疲労度 ④労働環境の4つのファクターにより、性に中立な職務評価を義務づけている。評価する対象は「仕事」であり、「労働者(人)」ではない。

※2 京ガス男女賃金差別裁判：1998年提訴、ペイ・エクイティを掲げた裁判。2001年京都地裁の一審判決は「原告と男性監督職の各職務を、知識・技能、責任、精神的負担と疲労度を比較項目として検討すれば、その各職務の価値に差はない。労基法4条違反で違法、女性差別である」。監督職と事務職の異なる職務を比較し「職務の価値」という概念に基づき原告が勝った初めてのケース。2005年大阪高裁での控訴審において和解。原告の実質的な勝利（一審判決認定額プラス遅延損害金）。

※3 ILO100号条約：正式名「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」。ILO（国際労働機関）において1951年ペイ・エクイティの原則は採択された。日本は1967年に批准。批准に際し、労働基準法4条「男女同一賃金の原則」があるので、特別な法律は必要ないと説明している。

女性は老後も貧困

2015年、75歳以上の女性962万人、男性598万人

2014年の平均寿命、女性87歳、男性80歳。65歳以上の高齢者の一人暮らしは増加しており、女性341万人、男性139万人、女性は男性の2倍に上る(2010年)。

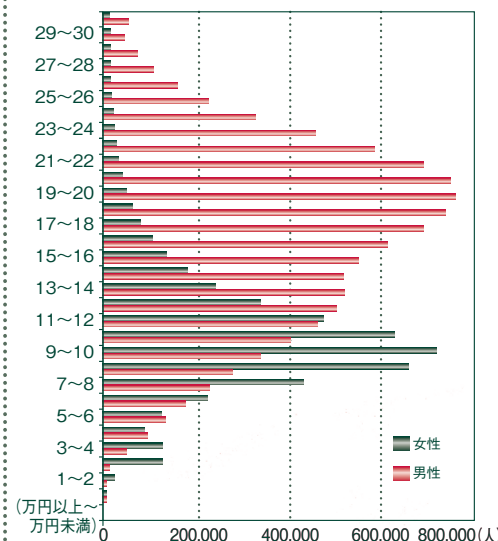
保険料を25年以上納めれば65歳から国民年金(基礎年金)を受け取れる日本の年金制度は手厚い。しかし、高齢者の貧困率は極めて高く、特に単身高齢者の貧困率は、男性は4割近く、女性では5割を超えている。中でも65歳以上の女性の貧困率は1990年代から25%をキープしている

厚生年金が月額10万円以下の人は379万人、うち66%は女性で250万人。一番多い金額帯は男性19~20万円、女性9~10万円。

国民年金のみの受給者の多くが女性で、月額3~4万円の人が最多。育児や介護による就労中断、税制・社会保障制度による就業調整、低賃金・非正規雇用など、「女性役割」は年金にも反映し、永久に貧困から逃れられない。

国連社会人権規約委員会は日本の年金制度について、「年金が適格な基準を満たしていない高齢女性に影響を及ぼしている」と「最低保障年金の導入」を再度にわたり勧告している。

男女別厚生年金月額別受給者数



※資料：「平成26年版高齢社会白書」内閣府
「平成26年版男女共同参画白書」内閣府
「女性白書2014」日本婦人団体連合会



生きづらさの理由

雨宮処凛（作家・活動家）

2000年、自伝的エッセー「生き地獄天国」（太田出版）で作家デビュー。以来、若者の生きづらさについての著作を発表。また、生活も職も心も不安定さを強いられる人々「プレカリアート」問題に取り組んでいる。

著書に、「ドキュメント雨宮☆革命」（創出版）、「反撃カルチャー プレカリアートの豊かな世界」（角川学芸出版）など多数。

「一番辛いのは、人間関係が維持できないことなんです」

ある大学で「貧困」について講演したときのこと。いわゆる「お嬢様」が多いといわれる大学で、一人の女子生徒が話しかけてきた。聞けば、父親が病気で失業中で貯金も底を尽き、生活保護を受けるかどうか家族で話し合っているところだという。

一目で高級ブランド品とわかる服を着た女子大生の中で、彼女の姿は決して浮いてはいなかった。しかし、彼女だけがブランド物を身につけていないことはわかった。

彼女は言った。「みんながバイトしていないのに自分だけがバイトに追われていることは耐えられる。節約だって苦にならない。だけど、友だち付き合いができないのが辛い。お茶するにして

もお金がかかる。いつも理由をつけて断っていると誘われなくなってしまう。お金がないと、人間関係もなくなっていくんですね」

貧困は、時に人間関係をも奪っていく。彼女の言葉は、今この国に広がる貧困の一面を言い当てていた。

「女性の貧困」が話題になって久しい。現在、単身女性の3人に一人が貧困といわれている。具体的な額として、「貧困」とは単身で月の収入が約10万円以下。この背景にある大きな要因は、やはり非正規雇用だろう。今や働く女性の5割以上が非正規。平均年収はというと、正規男性520万円に対し、非正規女性は143万円(2012年国税庁調査)。「貧困ライン」との差はわずか20万円だ。

私自身も20代は非正規で働く一人

だった。月収は10万円台前半。これで東京で一人暮らしなのだから、家賃はよく滞納し、電気やガスが止まることは日常茶飯事だった。同じような境遇で働く友人たちは、次々と風俗産業や水商売に流れていった。そんな友人たちとの付き合いを、私自身も「お金がない」という理由でよく断った。「お金がない」とは言えないので、「忙しい」などと理由をつける。そうしてどんどん孤立を深めていった。

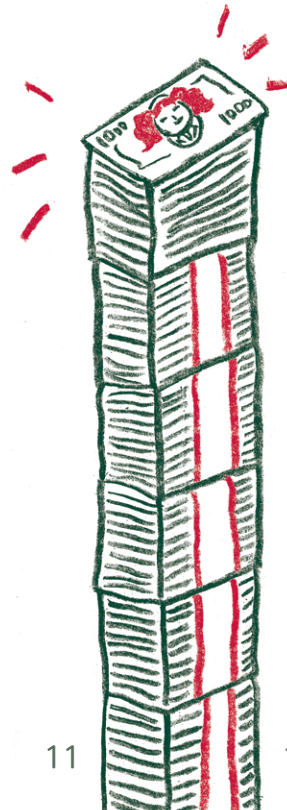
一方で、「売り上げ不振」などを理由にバイトはよくクビになった。人間関係もお金もない私に突きつけられた解雇は、「お前なんか誰も必要としていない」というメッセージとなり、心に突き刺さった。そのたびに、私はリストカットを繰り返した。自分のようなダメな人間は生きていちゃいけないのだと思

ていた。

楽しそうな人を妬み、お金持ちを恨み、そしていつの間にか世の中全体を憎んでいた。常にどこか自暴自棄で、自分のことが大嫌いだっ

た。今になれば、当時の自分の精神状態には、貧困が大きく影を落としていたとわかる。しかし、当時の私は自分が「貧困」という認識すらなかった。ただただ「自分の心の問題」だと思っていた。

今、多くの女性が自尊感情をもてなかつたり、自分を好きになれずに苦しんでいる。しかし、その背景には、貧困や不安定雇用といった個人ではいかんともし難いものが横たわっているかもしれない。自分を責めるのではなく、まずは背景に目を向けてみること。そうすれば、「生きづらさの理由」はまったくちがったものになるかもしれない。



西宮市の財政の概要 (2015年2月1日現在)

- * 推計人口：487,178人
- * 世帯数：207,101世帯
- * 面積：100.18km²

2013年度の決算

■決算収支の状況

- * 歳入 2,464億7,747万円 (一般会計+特別会計)
 - * 歳出 2,399億8,249万円 (一般会計+特別会計)
- 一般会計、特別会計のほか、公営企業会計(水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、中央病院事業会計)があり、独立採算制が原則になっている。

■一般会計

- * 歳入 1,657億6,238万円
 - * 歳出 1,610億483万円
 - * 実質的な黒字 44億7,526万円
- 歳入から歳出を引いた剰余は47億5,755万円、翌年(2014年)度に繰り越す事業の財源を差し引いた額が実質的な黒字。

■特別会計

- * 歳入 807億1,509万円
 - * 歳出 789億7,766万円
- 一般会計とは別に特定の目的のための会計。(国民健康保険、食肉センター、農業共済事業、区画整理清算費、中小企業勤労者福祉共済事業、公共用地買収事業、介護保険、後期高齢者医療事業、母子寡婦福祉資金貸付事業、鳴尾外財産区、集合支払費)

■一般会計の決算状況



■基金(市の貯金)

* 一般会計と特別会計をあわせた現在高 (2013年度末) 281億円

2012年度より49億円増。決算上生じた剰余金等33億円を財政基金に積み立てたことなどが主な理由。

「財政基金」は災害復旧その他、財源不足が生じたときの財源に充てることが目的、「減債基金」は市債の返済等の財源を確保することが目的。

■市債(市の借金)

* 一般会計と特別会計をあわせた現在高 (2013年度末) 1,598億円

2012年度から63億円減。公共施設の整備などのため金融機関などから長期的に借り入れる市の借金。施設は長期にわたり利用することから、市債を活用して建設費を複数年かけて返済することで現在と将来の市民の「世代間負担の公平」を図る。

「臨時財政対策債」は国が地方公共団体に交付する地方交付税の原資が足りないために、不足分の一部をいったん地方公共団体が借金してまかなう地方債のことで、その返済額が翌年度以降の地方交付税において算入される。

■主な財政指標

* 経常収支比率 94.4%

財政構造の弾力性を判断する指標。数値が低いほど財政にゆとりがある。経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に、経常一般財源(税収入等)がどれだけ充当されたかを示す比率。2012年度より0.7ポイント改善している。

* 財政力指数 0.870

地方公共団体の財政力を示す指標。数値が大きいほど財政力が強い。地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値。普通交付税は、財政力指数が1を上回れば交付されず、下回れば交付される。2012年度より0.009ポイント改善している。

※資料：「平成25年度 決算参考資料」。「西宮市の決算の概要 ～平成25年度版～」平成26年10月 西宮市政策局財政部財政課。西宮市のホームページより

■市長、副市長の給与等(2015年2月1日現在)

[市長]
 給料月額：1,085,400円(1,206,000円)
 期末手当：4.10月分
 退職手当：28,365,120円(1期に付き)

[副市長]
 給料月額：905,820円(974,000円)
 期末手当：4.10月分
 退職手当：16,830,720円(1期に付き)

※カッコ内は減額措置を行う前の額。期末手当については、市長20%、副市長15%の減額を実施している。

■市議会議員報酬・政務活動費(2015年2月1日現在)

[議長] 報酬月額：827,000円
 期末手当：4.10月分

[副議長] 報酬月額：748,000円
 期末手当：4.10月分

[議員] 報酬月額：687,000円
 期末手当：4.10月分

《報酬加算額》

[常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長] 20,000円(月額)

[常任委員会副委員長・議会運営委員会副委員長・特別委員会副委員長] 5,000円(月額)

《政務活動費》

2014年度予算額 1人当たり150,000円(月額)

年度末において交付された政務活動費に残余がある場合は市へ返還する。2015年度より1人当たり120,000円(月額)となる予定。

